

ア 香取市が整備する建築施設におけるまちづくり交付金対象施設は次表のとおりとする。

施設名称	室名		まちづくり交付金対象事業				
	災害時	平常時	対象施設	対象と ならない 施設	按分す る施設		
(1) 防災・水辺交流センター	水辺交流施設（水防センター）	管理室	総合管理事務室				
		給湯室					
		水防従事者案内所	総合案内所				
		水防従事者控え室	飲食施設				
		水防従事者休憩室	便所				
			ロッカー室				
			シャワー室				
		情報収集室	多目的研修室				
		水防倉庫					
		水防学習備品倉庫					
		その他（風除室・ロビー・廊下等）					
屋外水防従事者用便所	来訪者利用者等の便所						
(2) 地域交流センター	交通安全施設	便所					
		休憩コーナー・情報コーナー					
	地域振興施設	多目的コーナー・情報 PR コーナー					
		物販施設（地場特産品展示販売施設）					
		倉庫（バックヤード）					
		飲食施設（郷土料理体験コーナー）					
		その他（風除室・ロビー・廊下等）					

イ 按分する施設の按分率は次のとおりとする。

$$\text{対象施設の按分率} = \frac{\text{の床面積の合計}}{(\text{の床面積の合計} + \text{の床面積の合計})}$$

ウ 前記ア以外の香取市が整備する外溝等のまちづくり交付金対象は次表のとおりとする。

整備項目	まちづくり交付金対象事業		
	対象施設	対象とならない施設	按分する施設
給排水施設			
供給処理施設			
測量・設計費等			
駐車場			
河川敷臨時駐車場			
外溝整備費			

按分率は前記イの按分率とする。